

報告第8号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年9月4日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容	
発生日時・場所	平成29年7月18日 午前10時30分頃 飛騨市神岡町殿地内神岡町消防防災ヘリポート南側墓地	
事故の概要	神岡町消防防災ヘリポートを使用し、岐阜県防災航空隊合同救助訓練を実施した際、ヘリコプターのダウンウォッシュによりヘリポート南側に位置する墓地の塔婆立てが倒れ破損した。	
相手方	[REDACTED]	
事故の種類	人 身	物 損
相手方損害額	—	49,680円
市の過失割合		100%
損害賠償金	—	49,680円
内 訳	保険金	0円
	一般財源	49,680円
専決年月日	平成29年8月2日 専決第7号	